

IV 普通肥料の登録

1 新たに普通肥料を登録する場合

業として県知事登録の普通肥料の生産を始める前に、銘柄ごとに以下の書類を提出してください。

- 1) 普通肥料登録申請書（記入例P. 38） 正副2部
 - 2) 和歌山県収入証紙 35,000円分
 - 3) 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称、代表者氏名）を確認できるもの 1部
 - ・個人の場合、マイナンバー（個人番号）カード、住民票や運転免許証等の公的機関が発行した書類
 - ・法人の場合、登記事項証明書や定款等
（※いずれも複写したものでも可）
 - 4) 生産する事業場の所在地がわかる地図と電話番号 1部
 - 5) 生産工程の概要 1部
 - 6) 肥料の見本（500g）
 - 7) 植害試験の成績書 1部
（菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料を登録する場合のみ）
 - 8) 成分分析証明書 1部
- ※保証成分量および公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」に該当する成分

2 普通肥料登録の有効期間を更新する場合

登録の有効期間が満了する30日前までに、以下の必要書類を提出してください。

- 1) 肥料登録有効期間更新申請書（記入例P. 40） 正副2部
- 2) 和歌山県収入証紙 7,100円分
- 3) 登録証
- 4) 生産工程の概要 1部

3 申請事項に変更があった場合

申請事項に変更があった場合は、その日から2週間以内に以下の書類を提出してください。変更内容によって、様式や添付書類が異なりますので、注意してください。

- 1) 「代表者の氏名」「生産する事業場の名称及び所在地」「保管する施設の所在地」を変更した場合
 - ①肥料登録事項変更届（記入例P. 42） 正副2部
 - ②変更事項が確認できる書類 1部
- 例)「代表者の氏名」の変更→1 新たに普通肥料を登録する場合の3)と同じ
「生産する事業場の所在地」の変更→1 新たに普通肥料を登録する場合の4)と同じ

- 2) 「氏名」「住所」「法人の名称」「主たる事務所の所在地」を変更した場合
- ①肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書
(記入例P. 43) 正副2部
 - ②変更事項が確認できる書類 1部
→ 1 新たに普通肥料を登録する場合の3)と同じ
 - ③登録証
- 3) 相続または法人の合併、分割により登録を受けた者の地位を承継した場合
- ①相続(合併、分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書
(記入例P. 44) 正副2部
 - ②登記簿謄(抄)本の写し 1部
 - ③登録証
- 4) 「肥料の名称」を変更した場合
- ①肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書(記入例P. 45) 正副2部
 - ②登録証

4 登録証を滅失、汚損した場合

- 1) 肥料登録証再交付申請書(記入例P. 46) 正副2部
- 2) 登録証(汚損した場合)

5 普通肥料登録を失効する場合

登録の有効期間を更新せず、有効期間が満了したときは、速やかに以下の必要書類を提出してください。

- 1) 肥料登録失効届(記入例P. 47) 正副2部
- 2) 登録証

6 その他

- 1) 生産設備を賃借して生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。(P. 14)
 - ・生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書 1部
 - ・賃貸借契約書の写し 1部
 - ・賃借する工場の見取り図 1部
- 2) 肥料を委託生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。(P. 16)
 - ・委託による肥料の生産に関する届出書 1部
 - ・委託生産契約書の写し 1部

7 提出先

和歌山県庁 鳥獣害対策課(提出先一覧P. 54)

様式第1号（第1条の3関係）

普通肥料登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県●●郡○○町大字××字△△100番地
和歌山株式会社
代表取締役 和歌山 太郎

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所
和歌山株式会社
代表取締役 和歌山 太郎
和歌山県●●郡○○町大字××字△△100番地
- 2 肥料の種類 ※1
乾燥菌体肥料
- 3 肥料の名称 ※2
乾燥菌体肥料1号
- 4 保証成分量その他の規格
保証成分量(%) ※3
窒素全量 5.0
りん酸全量 2.0
その他の規格 ※4
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
- 5 生産する事業場の名称及び所在地 ※5
和歌山株式会社 本社工場
和歌山県●●郡○○町大字××字△△555番地
- 6 保管する施設の所在地 ※6
和歌山県●●郡○○町大字××字△△555番地
- 7 植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり） ※7
- 8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項（別紙のとおり）
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）※8 ※9
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号（使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要）※10
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号 ※11
該当なし。
- 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号（材料の種類、名称及び使用料） ※12
粒状化促進剤として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

- ※1 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりに記載してください。
- ※2 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、その種類のいかんを問わず「有機入り」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を0.2%以上含有する場合に限ります。
- ※3 (1) 公定規格に適合していることを確認してください。
 (2) 保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとしてください。
 (3) 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。
- ※4 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄で規格が定められているか、空欄であるかによって、以下のように記載してください。
 ・「該当なし。」
 ・「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。」
 ・「その他の制限事項は、公定規格のとおり。」
 ・「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」
- ※5 (1) 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。
 (2) 2か所以上の事業場(工場)で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。
- ※6 所在地のみの記載でかまいません。2か所以上ある場合は、すべてを列記してください。
- ※7 乾燥菌体肥料を登録するときのみ添付してください。それ以外の場合は当該項目を削除し、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項」の項番を7に繰り上げ記載してください。
- ※8 規則第4条第1号に基づき生産工程の概要を記載する必要がある肥料の種類は、P.48のとおり定められています。「肥料登録申請書における生産工程の概要の書き方」(FAMIC作成)を参照してください。それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。
- ※9 牛等由来の原料を使用する場合は、農林水産大臣による確認を受けた製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を記載します。「肥料登録申請書における生産工程の概要の書き方」(FAMIC作成)を参照してください。
- ※10 規則第4条第2号に基づき、使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要を記載する必要がある肥料の種類は、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料です。それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。
- ※11 「該当なし。」と記載してください。
- ※12 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果の実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。
- | | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材 | ○沈殿防止材 |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材 | ○粒状化促進材 |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材 |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材 | ○効果発現促進材 |
| ○着色材 | ○分散促進材 | ○反応緩和材 | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 | | | |
- 使用した場合には、材料の種類を上記に示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。
- ※13 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじ合わせてください。

様式第3号（第8関係）

肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県●●郡○○町大字××字△△100番地
和歌山株式会社
代表取締役 和歌山 太郎

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 **和歌山県第○○○号 ※1**
- 2 登録年月日 **○○年○○月○○日 ※1**
- 3 氏名及び住所 **和歌山株式会社 ※2**
代表取締役 和歌山太郎 ※2
和歌山県●●郡○○町大字××字△△100番地 ※2
- 4 肥料の種類 **乾燥菌体肥料 ※1**
- 5 肥料の名称 **乾燥菌体肥料1号 ※1**
- 6 保証成分量その他の規格
保証成分量（%） ※1 **窒素全量 5.0**
りん酸全量 2.0
その他の規格 ※1
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
- 7 生産する事業場の名称及び所在地 ※2
和歌山株式会社 本社工場
和歌山県●●郡○○町大字××字△△555番地
- 8 保管する施設の所在地 ※2
和歌山県●●郡○○町大字××字△△555番地
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項（別紙のとおり）
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要） ※3 ※4

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号（使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要） ※5

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 ※6
該当なし。
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号（材料の種類、名称及び使用料） ※7
該当なし。

- ※1 登録証のとおりに記載してください。
- ※2 登録の有効期間内に変更があった場合は、届出が必要な内容です。変更届出をしていない場合は、届出をしてください。
- ※3 生産工程の概要を記載する必要がある肥料の種類は、P.48のとおり定められています。
「肥料登録申請書における生産工程の概要の書き方」(FAMIIC作成)を参照してください。
それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。
- ※4 牛等由来の原料を使用する場合は、農林水産大臣による確認を受けた製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を記載します。「肥料登録申請書における生産工程の概要の書き方」(FAMIIC作成)を参照してください。
- ※5 規則第4条第2号に基づき、使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要を記載する必要がある肥料の種類は、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料です。それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。
- ※6 「該当なし。」と記載してください。
- ※7 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。
- | | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材 | ○沈殿防止材 |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材 | ○粒状化促進材 |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材 |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材 | ○効果発現促進材 |
| ○着色材 | ○分散促進材 | ○反応緩和材 | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 | | | |
- 使用した場合には、材料の種類を上記に示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。
- ※8 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とどじ合わせてください。

様式第4号（第10条関係）

肥料登録事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町1-1

株式会社和歌山

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
和歌山県 第〇〇〇号 ※	乾燥菌体肥料※	乾燥菌体肥料1号 ※	〇〇年〇月〇日	代表者の変更 (旧)・・・ (新)・・・	人事異動のため。
和歌山県 第〇〇〇号 ※	乾燥菌体肥料※	乾燥菌体肥料2号 ※	同上	同上	同上

※ 登録証のとおりに記載してください。全銘柄に係る変更の場合は、すべての銘柄を記載して下さい。

様式第 5 号（第 10 条関係）

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1-1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載事項に該当するもの	その他	
和歌山県第〇〇〇号※	乾燥菌体肥料※	乾燥菌体肥料 1号※	〇〇年〇月〇日	本社所在地の変更 (旧)・・・ (新)・・・	代表者の変更 (旧)・・・ (新)・・・	本社移転及び人事異動のため。
和歌山県第〇〇〇号※	乾燥菌体肥料※	乾燥菌体肥料 2号※	同上	同上	同上	同上

※ 登録証のとおりに記載してください。全銘柄に係る変更の場合は、すべての銘柄を記載して下さい。

様式第 6 号（第 10 条関係）

相続に基づく肥料登録証の書替交付申請書 ※ 1

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 2

下記のとおり相続により登録を受けた者の地位を継承したので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 3 条第 2 項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1 継承した年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

2 登録を受けた者の氏名及び住所

株式会社ワカヤマ 代表取締役 和歌山 太郎

和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

3 継承した肥料の登録番号、種類及び名称 ※ 3

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
和歌山県第〇〇号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 1 号

※ 1 標題は、合併の場合は「合併に基づく肥料登録証の書替交付申請書」、分割の場合には「分割に基づく肥料登録証の書替交付申請書」と書いてください。

※ 2 合併の場合は「相続」を「合併」と、分割の場合は「相続」を「分割」と書いてください。

※ 3 受け継いだ登録証のとおりに記載してください。

様式第 8 号（第 10 条関係）

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

1 登録番号 和歌山県第〇〇号 ※

2 肥料の種類 乾燥菌体肥料 ※

3 肥料の名称 △△□□ ※

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 13 条第 4 項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1 新しい名称 乾燥菌体肥料 1 号

2 変更する理由 「△△」という言葉が、他者の商標登録に抵触したため

※ 登録証のとおりに記載してください。

様式第7号（第10条関係）

肥料登録証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町1-1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※1

下記の登録証を滅失したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

※2

1 登録番号

2 登録年月日

3 登録の有効期限

4 肥料の種類

5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%) 窒素全量 5.0

りん酸全量 2.0

その他の規格

含有を許される有害成分の最大量その他の制限事項は、公定規格のとおり

※1 汚してしまった登録証の書き替えの場合は、「滅失」を「汚損」と書いてください。

※2 記の1～6は、登録証のとおりに記載してください。

様式第 8 号の 2 (第 10 条の 2 関係)

肥料登録失効届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日から下記の肥料は生産の廃止により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第 15 条第 1 項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

※

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
和歌山県第〇〇号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 1 号

※ 登録証のとおりに記載してください。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件（抜粋）

昭和 59 年 3 月 16 日 農林水産省告示第 698 号 施行 昭和 59 年 4 月 1 日
最終改正 令和 4 年 2 月 15 日 農林水産省告示第 303 号 施行 令和 4 年 3 月 17 日

有機質肥料

肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、加工家きんふん肥料、食品残さ加工肥料、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料

石灰質肥料

生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石灰肥料、混合石灰肥料

※肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書に、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 2 号に掲げる事項」として、使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要を記載する必要のある肥料は、以下のとおりです。

有機質肥料

魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料